

糸満市立喜屋武小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年2月制定

令和8年1月一部改訂

1. 学校いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。(「いじめ防止対策推進法」より)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。(「沖縄県いじめ防止基本方針」より)

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止委員会(ケース会議)

校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談主任、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための会を設置し、いじめの認知や解消など、必要な場合に応じて開催する。

(2) 校内支援委員会

校長、教頭、教務、学級担任、養護教諭等からなる、いじめ防止等の対策のための会を設置し、毎月1回(職員会議終了後)開催する。

(3) 校内支援委員会での情報交換及び共通理解

月に一度、全職員で配慮を要する児童について現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3. いじめ未然防止のための取り組み

(1) 学級経営と学習指導の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施し、毎月の「いじめアンケート」、「アイチェック調査」や「スクリーニング調査」結果を生かしたりして児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すことに努める。
- 児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように努める。
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を授業で実践し、全ての児童たちが自らの可能性を發揮できるように努める。

(2) 道徳教育・人権教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感や自己有用感を高める。

○月一回、人権を考える日を設け人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3)相談体制の整備

○年2回の学級担任による教育相談週間（5月、2学期開始月）を実施し、児童一人一人の理解に努める。

(4)縦割り班活動の実施

○縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよくかかわる力を身に付けさせる。

(5)学校相互の連携協力体制の整備

○こども園や中学校との情報交換や交流学习を行う。

4. いじめ早期発見のための取り組み

(1)保護者や地域、関係機関との連携

○児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、住民課、健康推進課、教育委員会、中学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2)いじめ調査等

○いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対して定期的な調査を次の通り実施する。

①教育相談アンケート調査：年2回（5月、8月）

②いじめアンケート調査：年9回（4・6・7・9・11・12・1・2・3）月

③アイチェック調査（5月）

④スクリーニング調査（11月）

(3)教職員による日常的な観察

○日頃から児童理解、観察に努める、児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配り、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5. いじめに対する措置

○いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

○いじめの事実が確認された場合は、01(ケース会議)を開き、対応を協議する。

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行うなどの措置を講ずる。

○事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6. いじめ対応について

いじめ対応（全体図）、いじめの被害者への対応、いじめ加害者への対応、いじめの観衆・傍観者への対応、ネットいじめへの対応

○「沖縄県いじめ対応マニュアル」に基づき、対応する。

いじめ問題への組織的対応（全体図） ※「チーム学校」

沖縄県教育庁義務教育課

いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
（いじめ防止対策推進法H25年定義）

いじめ問題対応の基本的認識：いじめは相手の人間性と尊厳を踏みにじる人権侵害行為である。

- いじめは絶対に許されない犯罪行為であるという強い認識に立つ
- いじめを受けた被害者に寄り添い、親身に対応を行う
- いじめの問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題である
- いじめの問題をいじめ「重大事態」に発展させない
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要である

どの子にも、どの学校でも起こりうる問題として

迅速かつ組織的に対応

予防

実態の把握

情報収集

迅速かつ正確に行う
・情報源を明かささない
・文言を統一する
・アンケート等

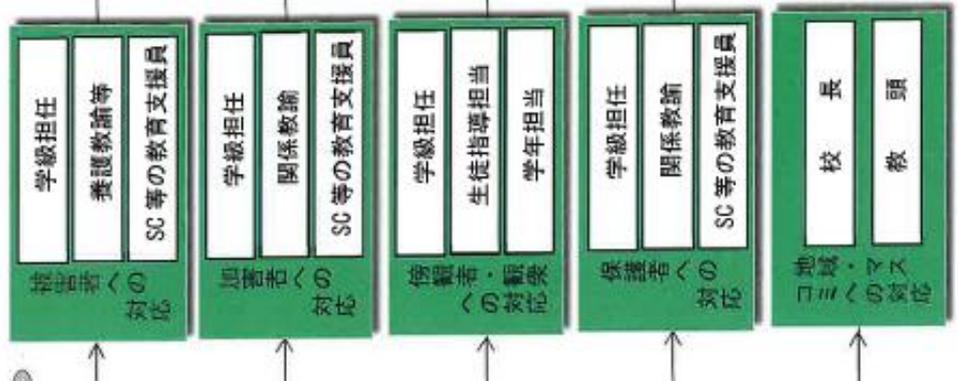
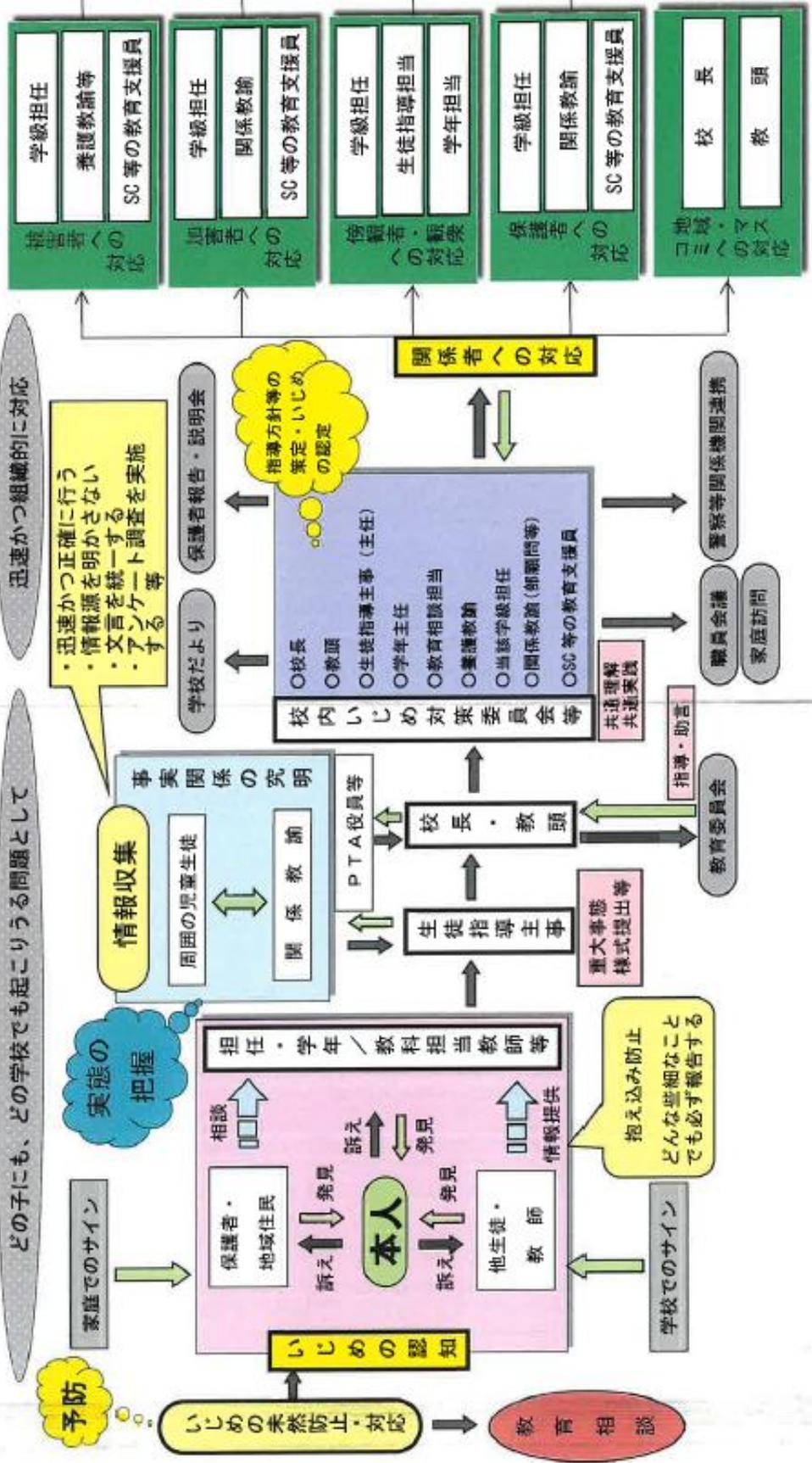
いじめの未然防止・対応

事実関係の究明

関係者への対応

継続的な指導・見守り

抱え込み防止
どんな些細なことでも必ず報告する



いじめの加害者への対応

いじめは「人権侵害行為」である

「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

基本的な姿勢

その場指導に終わることなく、いじめが完全になくまで継続的に指導する

- 1 いじめは人権侵害行為であり、絶対に許すことのできなない行為であることを認識させる。
- 2 差別的なものや偏見に気づかせたり、悪質な人間関係の重要さに気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を作成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意識を持たせる。
- 4 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、正しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち、指導にあたる。

いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等についても、共感的に理解するとともに、いじめた児童生徒の心の内面を理解するよう努める。
※心理的ケアを十分に行う

教師の対応（一人で「抱え込まない」、校内組織に相談する）

- 1 いじめを完全にやめさせるといふ姿勢で臨む。
- 2 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集、メモを取る。
・何がきっかけだったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃から？ ・どこで？
・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が（命令）したのか？ ・復讐？ 等。
- 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の立場になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- 5 相手に与えた苦しみ、痛みを思い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- 6 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- 8 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- 9 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

対応のポイント

「事実はいくら認めさせる」

「決して言い逃れはさせない」

「きちんと謝罪をさせる」

「それ以上罰しない」

「今まで以上に関わりをもつ」

好ましくない対応

- 1 権威的な指導
・学級等みんなの前でいじめた児童生徒を非難する。
・体罰を行う。
・子どもの人格を否定するような発言をする。
・命令口調で対応する。
・過去を引き合いに出す。
・言い詰めたり、問い詰めたりする。
・兄弟姉妹と比較する。
- 2 基本認識を誤った指導
・何もかも「いじめ」と決めつける。
・教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断する。

保護者への対応

- 1 保護者の心情を理解する
・保護者の心理…怒り、憤り、情けなさ、自責の念、今後の不安 等。
・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
・子どものよさを認め、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 2 事実関係は正確に伝える
・発言等に基づき、事実を正確に伝え、推測で語はしない。
・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- 3 学校の指導方針を示し、具体的な動きをする
・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ即言する。
- 4 教師と保護者が共に子どもを育てるといふ姿勢を示す
・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

連携・協力、毅然とした姿勢

家庭での対応

- 1 両親が一緒に叱責しない
・それぞれの役割を確認し、連携して対応する。
- 2 事実を聞き出す
・どんな行動をしたのか？ ・その結果どうなったのか？
- 3 徹底的にいじめを否定する
・「いじめは絶対に許されない行為である、私も許さない」 ・「いじめられた子は苦しんでいる」 ・「あなたの気持ちはわかった、一緒に考えよう」 等。
- 4 まちんと謝罪する
・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- 5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

いじめの観衆・傍観者等への対応といじめを許さない雰囲気醸成

観衆・傍観者も加害者と変わらない

いじめの観衆

- 一 自分は直接いじめを行わないが、はやし立てたり面白がったりして見ている者
- 背景>
 - ・いじめの報復を恐れている。
 - ・仲間はずれにされたくない。
 - ・いじめがおもしろい。
 - ・被害者への不快感がある。

積極的な関係者
自己防衛的な問題者

いじめの傍観

- 一 いじめに対し、制止することはせず、見て見ぬふりで、周辺で暗黙の了解を与えている者
- 背景>
 - ・「次は自分がいじめられる」との意識がある。
 - ・正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。
 - ・自分の関心を持つものにしか気が向かず、人との関わりに無関心である。
 - ・関りがどうであれ、我関せずの姿勢である。

罵詈雑言のある者
無関心な者

いじめはみんなの問題

<はやし立てる児童生徒>

- はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- 被害者の気持ちになっって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

<見て見ぬふりの児童生徒>

- いじめは他人事でないことを理解させる。
- いじめを知らせる勇気を持たせる。
- 傍観は、いじめの行為への加担と同じであることに気づかせる。

「いじめを許さない」毅然とした姿勢

<学級全体への指導→問題解決能力の育成>

- 「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- 傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- 授業における「生徒指導の4つのポイント」の実践、道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 「魅力ある学校づくり」に向け、児童生徒による自治的な活動を展開し、学校、学級の支持的風土を醸成するとともに、連帯感を高める。
- 児童生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

日々の教育活動において ～生徒指導の4つのポイントの実践～

- ①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成 ③自己決定の場の提供 ④安全・安心な風土の醸成

支持的風土の4つのポイント



5 自治意識の醸成

★児童生徒が中心となった自治的活動の推進

- 【2020】学校では…
- 児童生徒の主体的な活動、生活活動に力をつけてほしいませんか？
 - 児童生徒の自治的行動を促してほしいませんか？
 - 児童生徒の主体的な活動を通して、学校に何が変わるのでしょうか？
- 学校活動と連携した児童会・生活活動や児童会活動を実施しよう！
- 児童会・生活活動の推進を各学年の自治的行動と連携させる
 - 児童生徒の主体性や他者への配慮意識、規範意識を高める
 - 学年での交流活動の推進
 - 自主的行動等、自己決定の場を確保し、学校全体の自治意識を醸成
 - 学校行事への参加
 - 集団への規範意識や規範意識の醸成、公共の場での行動



主体的に取り組む児童生徒の活動の推進にあたって、教師も、その場の「場づくり」「場合の場作り」を行う、いじめ被害の被害に巻き込まれよう！

ネットいじめ・SNS等での誹謗中傷等への対応

沖縄県教育庁義務教育課

～誹謗中傷メッセージや画像等の削除等は早急に対応～

第1段階 電話相談

警察相談専用電話・・・電話 #9110

子どもの人権 110 番・・・電話 0120-007-110

沖縄県人権相談窓口・・・電話 098-863-9281

sorae (ソラエ)・・・電話 098-943-5335

※平日のみ

第2段階 削除等の対応方法及び相談

1. 削除等の対応方法

「#NoHeartNoSNS (ハートがなけりやSNSじゃない!)」



【特設サイト】

<https://no-heart-no-sns.sma.l.or.jp/>

2. 削除等の相談

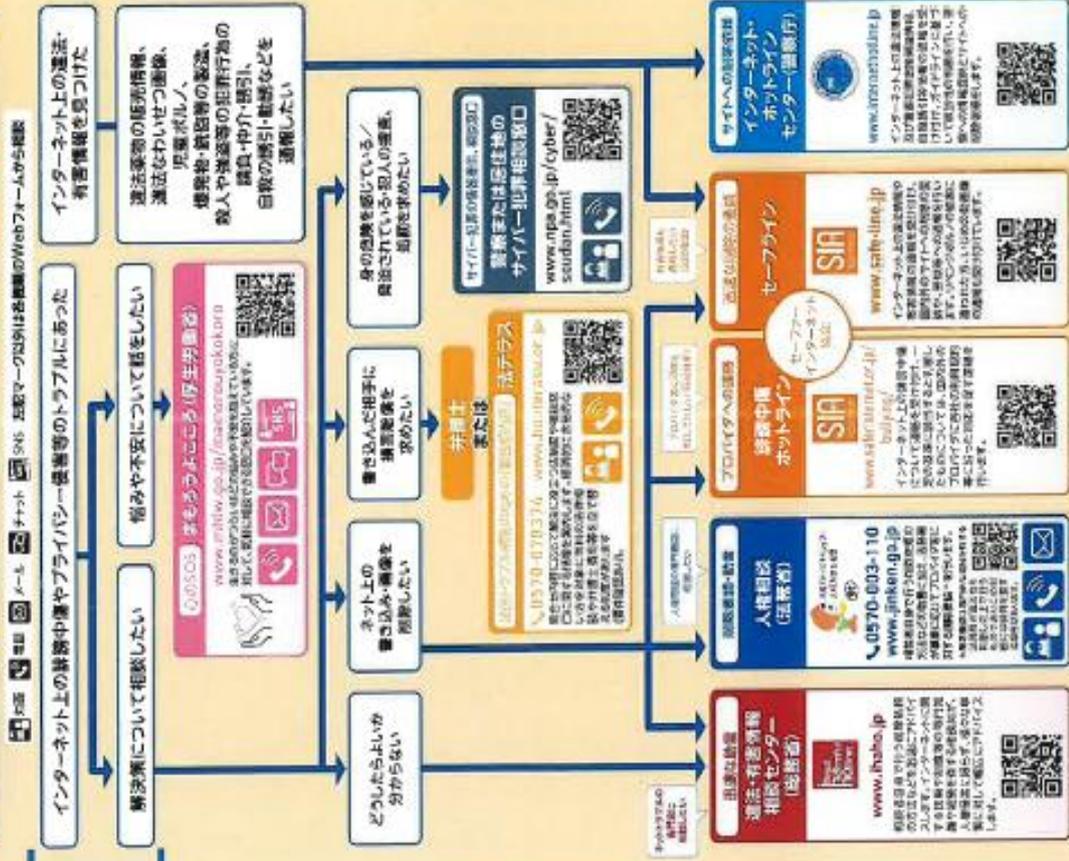
ネットの誹謗中傷ホットライン

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

インターネットホットラインセンター

<https://www.internethotline.jp/>

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内



※上記相談は、一部が得意でネット上での誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルに際しては、必ずしもこの順序で対応する必要はありません。また、早急に対応が必要な場合は、警察や他の関係機関へ相談してください。

引用：総務省

7. 年間計画及び評価

| | 指導等の内容 | | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------|
| | 教職員の活動 | 児童の活動 | 保護者への活動 |
| 4月 | ○いじめ防止基本方針についての検討 ○いじめ対策に係る共通理解 ○児童に対する情報交換(職員会議) ○第1回いじめアンケート実施 | ○学級開き・ルールづくり ○人権の日 【春の遠足】 | ○いじめ対策についての説明 【学級PTA】 |
| 5月 | ○生徒指導部会 ○アイチェック調査 ○児童に対する情報交換(職員会議) ○教育相談アンケート実施 ○第1回教育相談実施 | ○行事を通した人間関係づくり ○人権の日 | |
| 6月 | ○生徒指導部会 ○児童に対する情報交換(職員会議) ○第2回いじめアンケート実施 | ○行事を通した人間関係づくり 【平和集会】 ○人権の日 | ○いじめ対策についての啓発 |
| 7月 | ○生徒指導部会 ○児童に対する情報交換(職員会議) ○第3回いじめアンケート実施 | ○人権の日 | 【個人面談】 |
| 8月 | ○生徒指導部会 ○児童に対する情報交換(職員会議) ○教育相談アンケート実施 ○教育相談実施 | | |
| 9月 | ○生徒指導部会 ○児童に対する情報交換(職員会議) ○第4回いじめアンケート実施 | ○行事を通した人間関係づくり ○人権の日 | |
| 10月 | ○生徒指導部会 ○児童に対する情報交換(職員会議) ○教育相談アンケート実施 ○第5回いじめアンケート実施 | ○人権の日 | |
| 11月 | ○生徒指導部会 ○スクリーニング ○児童に対する情報交換(職員会議) ○第6回いじめアンケート実施 | ○行事を通した人間関係づくり ○人権の日 【修学旅行又は宿泊学習】 【運動会】【社会見学】 | |
| 12月 | ○生徒指導部会 ○児童に対する情報交換(職員会議) ○第7回いじめアンケート実施 | ○人権の日 | 【学級PTA】 ○学校評価実施 |
| 1月 | ○生徒指導部会 ○児童に対する情報交換(職員会議) ○第8回いじめアンケート実施 | ○行事を通した人間関係づくり ○人権の日 【校内持久走大会】 | |
| 2月 | ○生徒指導部会 ○児童に対する情報交換(職員会議) ○第9回いじめアンケート実施 | ○人権の日 | |
| 3月 | ○生徒指導部会 ○児童に対する情報交換(職員会議) ○第10回いじめアンケート実施 | ○行事を通した人間関係づくり 【卒業式】 ○人権の日 | |

8. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2)重大事態への対応 * 「沖縄県いじめ対応マニュアル」に基づき、対応する。

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

